



平成26年5月28日
運輸審議会審理室

長電バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る諮問事項の変更に関する
公示について

平成26年5月27日付けで、平成26年4月3日付けの長電バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問事項の変更がありましたので、お知らせします。

お問い合わせ先

運輸審議会審理室 調査官：杉山

主 査：笠原

議事係長：庄司

(代表) 03-5253-8111 (内線 53515)

(直通) 03-5253-8810

(FAX) 03-5253-1676

○国土交通省告示第590号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第2項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表が改定された。

平成26年5月28日

国土交通大臣 太田 昭宏

平26第5003号（長電バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（平成26年4月4日国土交通省告示第485号））の項、事案の内容の欄を次のように改める。

現行の基準賃率50円20銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）を、基準賃率55円90銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃180円）に変更する。

<参考>

改定後の運輸審議会件名表

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平26 第5003号	一般乗合旅客 自動車運送事 業の上限運賃 変更認可	長電バス株式 会社	現行の基準賃率50円20銭に基づく 対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）を、 基準賃率55円90銭に基づく対キロ区 間制運賃（初乗運賃180円）に変更する。

参 考

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（件名表）

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名（事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。）に番号を付し、これを運輸審議会件名表（以下「件名表」という。）に登載しなければならない。

2 運輸審議会は、諮問事項の変更その他の事由により必要があると認めるときは、件名表を改訂しなければならない。

3 （略）

第16条 国土交通大臣は、件名表に登載された事項並びに件名表が改定されたとき、及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 （略）

2・3 （略）